

令和6年能登半島地震に係る 個人事業税の取扱いについて

このたびの地震により被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。
石川県では、個人事業税について次のような制度があり、適用を受けるためには、申請が必要です。
申請手続きなど詳しい内容については、次頁の問い合わせ先へお尋ねください。

災害減免

次の①または②に係る資産が被災し、り災証明書を受けられた場合は、令和5年分の事業所得に対して課税される個人事業税が減免されます。

減免率

① 自己又は扶養親族の所有する事業用資産

令和5年分の事業所得※	減免率	
	被害率5割以上	被害率2割以上5割未満
500万円以下の方	100%	50%
500万円超～750万円以下の方	50%	25%
750万円超～1,000万円以下の方	25%	10%

※事業所得が1,000万円を超える場合は減免されません。

② 自己又は扶養親族の所有する住宅

令和5年分の事業所得※	減免率	
	被害率5割以上	被害率2割以上5割未満
420万円以下の方	100%	50%
420万円超～470万円以下の方	50%	25%
470万円超～500万円以下の方	25%	10%

※事業所得が500万円を超える場合は減免されません。

(注1) ①および②のいずれにも該当する場合は、減免率の高い方が適用されます。

(注2) ①または②において、複数棟の家屋を所有している場合は、全体の被害状況で判断します。

(注3) ②においては、自己又は扶養親族が常時起居している必要があります。

手続き

令和5年所得分に対して、上記に当てはまる場合は下記書類を各県総合(県税)事務所へお早めにご提出ください。

- 減免申請書(各事務所の窓口または県ホームページで用意しています。)
- り災証明書(市役所、町役場で発行)
…事業用資産が災害を受けた場合、被害の程度が分かる書類
- 令和5年分確定申告書(控)及び固定資産税資産証明書
…扶養親族が所有する資産の場合のみ
- 確定申告における「減価償却費の計算」の写し又は固定資産税資産証明書
…複数棟の家屋を所有している場合(上記注2)のみ

申請期限

申請期限は、原則、災害を受けた日から30日以内ですが、令和6年能登半島地震による被災の場合は、申請期限が延長されています。申請期限までに書類が揃わない場合等は、ご連絡ください。

徴収猶予

災害を受けたことにより、一時に納税することができないと認められる税額を限度として、1年以内の期間にかぎり税の徴収を猶予します。

手続き

以下の書類を各県総合(県税)事務所へ提出してください。

- (1) 徴収猶予申請書(各事務所の窓口または県ホームページで用意しています。)
- (2) 被害の程度が分かる書類
- (3) 財産目録(各事務所の窓口または県ホームページで用意しています。)
- (4) 収支の明細書(各事務所の窓口または県ホームページで用意しています。)

問い合わせ先

災害減免について

管轄地域	名称	所在地	電話番号
小松市、加賀市、能美市、川北町	金沢県税事務所	〒920-8585 金沢市幸町 12-1	076-263-8839
金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町			
七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町	中能登総合事務所 税務課	〒926-0852 七尾市小島町ニ 33	0767-52-6112
輪島市、珠洲市、穴水町、能登町			

徴収猶予について

管轄地域	名称	所在地	電話番号
小松市、加賀市、能美市、川北町	小松県税事務所	〒923-8515 小松市園町ハ 108-1	0761-23-1713
金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町	金沢県税事務所	〒920-8585 金沢市幸町 12-1	076-263-8835
七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町	中能登総合事務所 税務課	〒926-0852 七尾市小島町ニ 33	0767-52-6112
輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	奥能登総合事務所 納税課	〒929-2392 輪島市三井町洲衛 10-11-1	0768-26-2304

石川県ホームページ



災害減免について

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/saigaigenmen20.html>



徴収猶予について

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/yuuyoseido/yuuyoseido.html>

減免額の計算例

(単位:円)

【ケース1】 事業用資産が被災した場合

飲食店を営むAさんの課税状況等

令和5年事業所得 4,900,000

令和6年度個人事業税税額 $4,900,000 - 2,900,000 = 2,000,000 \dots \textcircled{1}$
(事業主控除)

$\textcircled{1} \times 5\% = 100,000 \dots \textcircled{2}$ 個人事業税額

○ 所有する事業用資産(店舗)が被災し、被害率が5割以上であった。

減免額の計算

事業所得が500万円以下で事業用資産の被害率が5割以上のため100%の減免率を適用する。

$\textcircled{2} \times 100\% = 100,000 \dots \textcircled{3}$ 減免額

$\textcircled{2} - \textcircled{3} = 0 \dots$ Aさんの税額は全額減免

【ケース2】 事業用資産と住宅が被災した場合

請負業を営むBさんの課税状況等

令和5年事業所得 5,000,000

令和6年個人事業税税額 $5,000,000 - 2,900,000 = 2,100,000 \dots \textcircled{1}$
(事業主控除)

$\textcircled{1} \times 5\% = 105,000 \dots \textcircled{2}$ 事業税額

○ 所有する事業用資産(店舗)が被災し被害率が2割以上5割未満であった。

○ 所有する住宅が被災し「全壊」のり災証明書が発行された。

減免額の計算

事業用資産および住宅が被災しているため、次のアとイを比較し減免率が高いアを適用する。

ア 事業所得が500万円以下で、事業用資産の被害率が2割以上5割未満のため50%の減免率

イ 事業所得が470万円超～500万円以下で、住宅が全壊のため25%の減免率

$\textcircled{2} \times 50\% = 52,500 \dots \textcircled{3}$ 減免額

$\textcircled{2} - \textcircled{3} = 52,500 \dots$ Bさんが納める額